

あ・つ・た・か・い・ね！

介護保険

利用のしかたを知っておきましょう



長井市

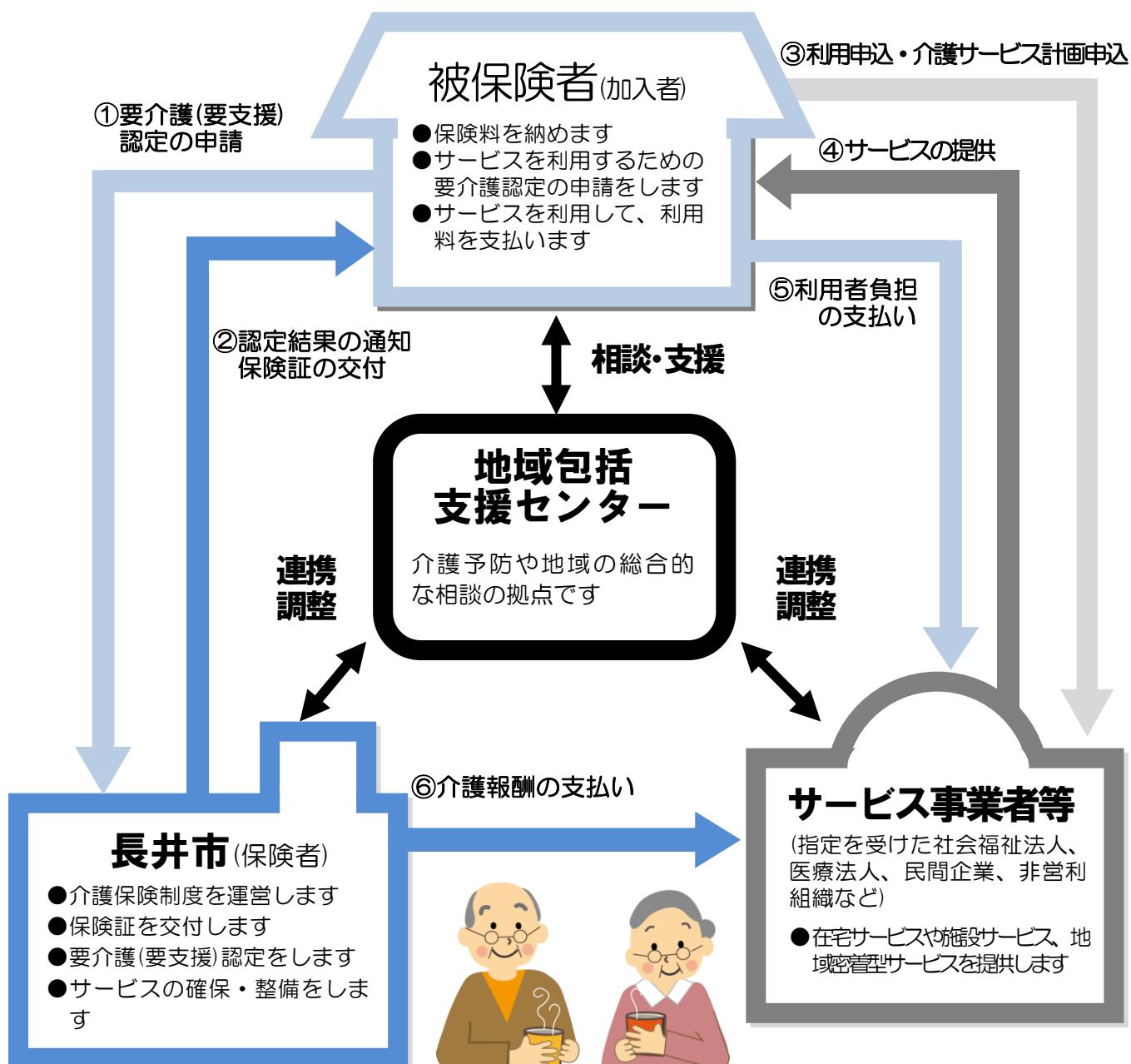
もくじ

介護保険制度のしくみ1
介護保険に加入するのは2
保険料の決め方と納め方3
地域包括支援センターを利用しましょう7
介護サービスの利用のしかた8
利用者負担の支払い10
在宅サービスの費用12
施設サービスの費用12
介護サービスの種類15
●在宅サービス15
●施設サービス18
●地域密着型サービス19
介護予防・日常生活支援総合事業20
長井市が行う高齢者支援サービス22
認知症になつても安心して暮らせるまち24
介護保険事業者一覧25

介護保険制度
の
しくみ

長井市が運営し、 40歳以上のみなさんが利用する身近なしくみです

介護保険制度は、長井市が保険者として運営しています。40歳以上のみなさんが被保険者(加入者)となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(1割～3割)を支払って介護サービスを利用します。



介護保険に
加入するのは

40歳以上の みなさんが被保険者 (加入者)です

長井市にお住まいの40歳以上の
みなさんには、介護保険の被保険者(加
入者)です。被保険者は年齢によって
2種類に分かれ、サービスを利用でき
る条件も異なります。



65歳以上の人 は『第1号被保険者』



サービスを利用できるのは
原因を問わず介護が必要であると
認定された人

(どんな病気やケガがもとで介護が必要に
なったかは問われません)

40歳から64歳の 人は『第2号被保険者』



サービスを利用できるのは
老化が原因とされる病気(特定疾病)
により介護が必要であると認定された人

(特定疾病以外、例えば交通事故などが原
因で介護が必要になった場合は、介護保
険の対象になりません)

かいごほけん用語

特定疾病

加齢に伴って生じる疾病で、次の16種類が指定されています。
※ご自分の疾病がこれに該当するかどうかは、主治医におたずねください。

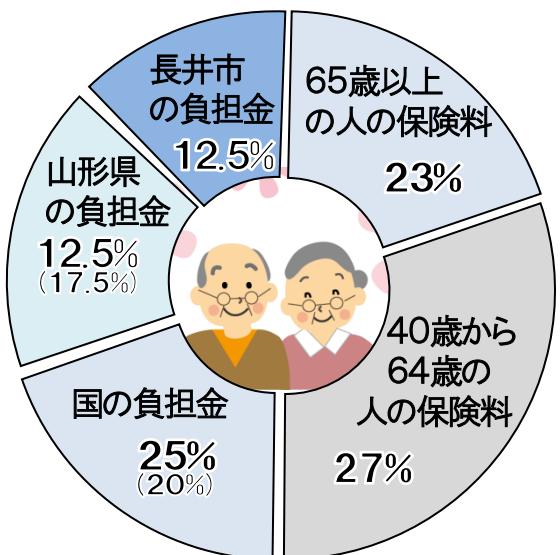
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症

- 早老症
- 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症
- 糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 関節リウマチ
- 閉塞性動脈硬化症
- がん
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著
しい変形を伴う変形性関節症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質
基底核変性症及びパーキンソン病

保険料の 決め方と納め方

保険料を納めて、 みんなで介護を 支えます

介護保険は、40歳以上のみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。保険料は介護保険の大切な財源です。必ず納めましょう。



サービスの利用者負担
(費用の1割～3割)



※()内は施設系サービス費



保険料を滞納しているとどうなるのですか。



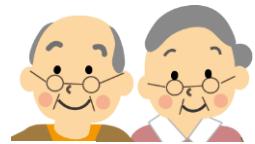
保険料を滞納していると、次のような措置がとられることがあります。

- サービスを利用するときに、利用者負担分だけでなく、費用の全額をご負担いただくことになります。この際、利用者負担分を超える分を受け取るには後日申請が必要となります。場合によってはその一部または全部が差し止めになります。

⇒このほか、詳しくは6ページをご覧ください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

長井市における介護サービス費用の総額（利用者負担分を除く）の23%分をもとにして、65歳以上の人の保険料の基準額が決まります。

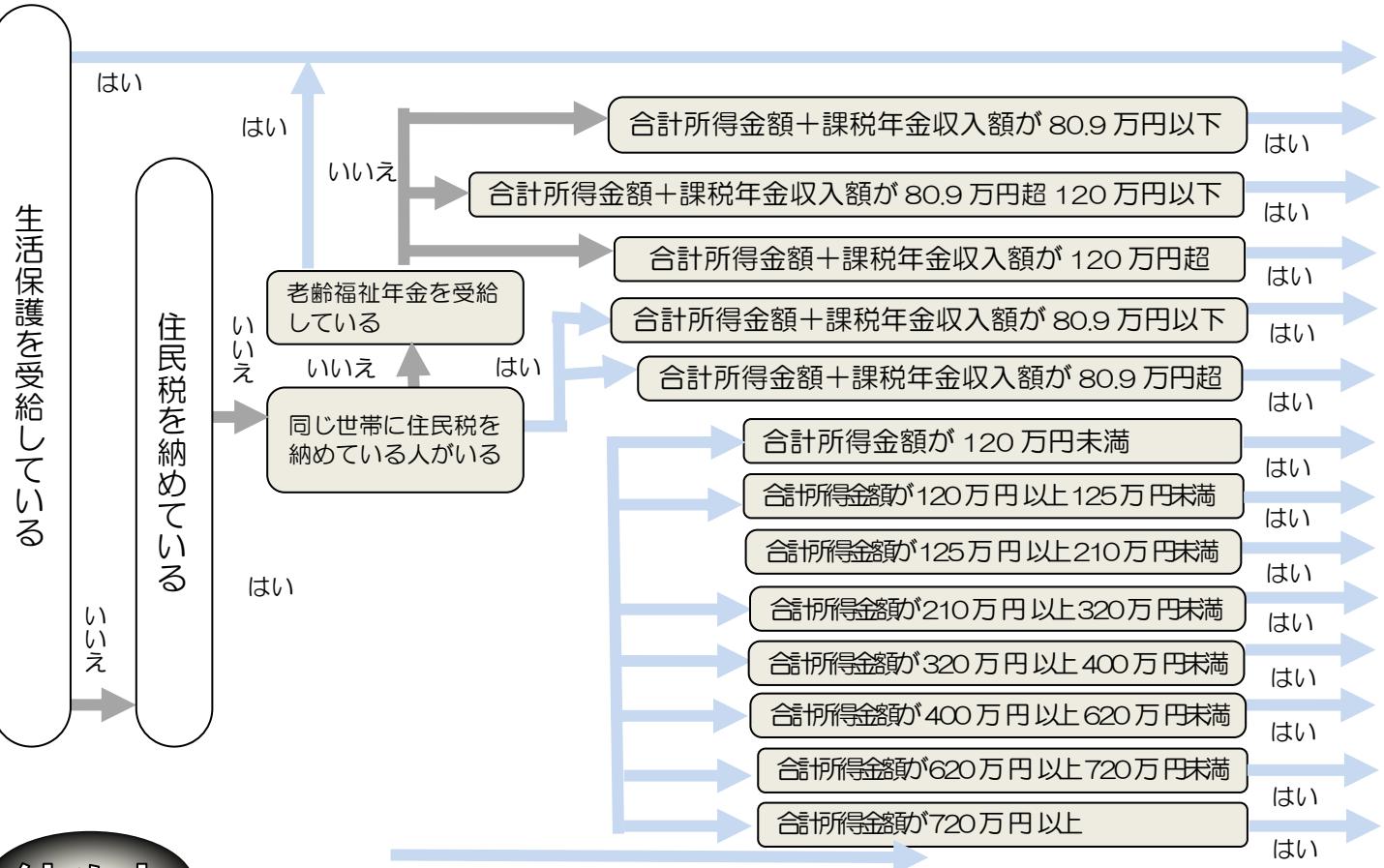


$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{介護サービス費用の総額(利用者負担分を除く)の23\%}}{\text{長井市の第1号被保険者数}} \div 12 \text{か月}$$

決め方

基準額をもとに所得段階別の保険料が決められています。令和6年度からも、段階を国基準の第1段階から第13段階にするなどし、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定しました。また、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑えました。

あなたの所得段階は？



納め方

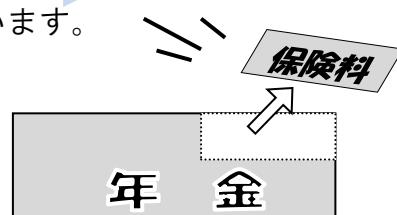
年金額によって納め方は2種類に分かれています。

老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金が
年額18万円以上の人
(月額1万5,000円以上の人)

特別徴収で納めます。
年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の人
(月額1万5,000円未満の人)

普通徴収で納めます。
市が送付する納付書または口座振替により長井市に個別に納めます。



※老齢福祉年金・退職共済年金などは、特別徴収の対象になりませんので普通徴収となります。

**普通徴収の人には
口座振替が便利です**

- 保険料の通知書または納付書
- 預貯金通帳
- 印かん（通帳の届出印）

これらを持って
市指定の金融機関へ

40歳から65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

■医療保険ごとに保険料を徴収します

加入している国民健康保険や健康保険などの医療保険の算定方法にもとづいて決められます。納め方は医療分の保険料と一括して納めます。



国民健康保険に加入している人

国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、国民健康保険税とあわせて世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入している人

各健康保険に設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)及び賞与に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されます。介護保険料は原則として事業主が半分を負担します。

段階	対象者	基準額との比率	令和6年度保険料(年額)	※長井市の保険料基準額(月額)は、5,990円です。 ※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに変更されるため、次の見直しは令和9年度です。 ※第1～第3段階の方は軽減後の保険料です。
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の人 ●本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	0.285	20,400円	
第2段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円を超え120万円以下の人	0.485	34,800円	
第3段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	0.685	49,200円	
第4段階	●本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	0.83	59,700円	
第5段階	●本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、上記以外の人	1.00	71,900円	
第6段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	86,300円	
第7段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	1.22	87,700円	
第8段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	1.39	99,900円	
第9段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.65	118,600円	
第10段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.68	120,800円	
第11段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上620万円未満の人	1.85	133,000円	
第12段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	1.87	134,400円	
第13段階	●本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	1.90	136,600円	

こんなときは普通徴収になります

年金の金額が18万円以上の人でも、次の場合などは普通徴収で保険料を納めます。

なお、年金から保険料を引き去りできることが確認できしだい特別徴収に切り替えられます。その場合は改めて通知いたします。

年度の途中で65歳(第1号被保険者)となったとき

年度の途中で他の市町村から転入したとき

年度の途中で保険料の額が変更になったとき



納めはじめの時期にご注意ください

第1号被保険者としての保険料は、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の月の分からとなります。

《例》11月1日生まれの人は→10月分から納めます

11月に納付書が届きます

11月2日生まれの人は→11月分から納めます

12月に納付書が届きます

介護保険料の納付方法について

保険料は、本人や世帯員の住民税課税の状況や、本人の前年中の年金収入と合計所得金額に応じて決まります。保険料の決定通知書は、6月中旬に送付しますが、世帯内に転入した方がいる場合や所得に変更があった場合は、決定通知の後に保険料が変更になる場合があります。

特別徴収(年金から差し引き)で保険料を納付している方

特別徴収の方は、仮徴収(4月から8月)と本徴収(10月から2月)というしくみになっています。

仮徴収	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)
-----	------------	------------	------------

- 4月分、6月分は前年の所得が確定していないため、前年度2月分の保険料と同額を保険料として納めていただき、8月分で調整を行います。

本徴収	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
-----	-------------	-------------	------------

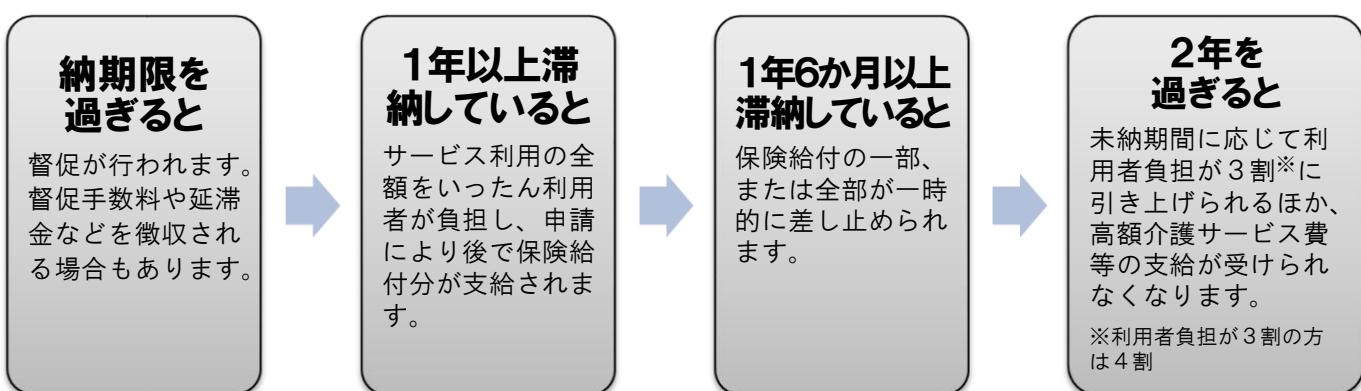
- 仮徴収分を差し引き、3期で按分した保険料額を10月・12月・2月に納めていただきます。

普通徴収(納付書で納付)で保険料を納付している方

普通徴収の方は、市から送付する納付書で、6月から翌年3月までの10回で保険料を納めていただきます。

○保険給付の制限について～介護保険料を認めないと

災害などの特別な事情がないのに保険料を認めないと、期間に応じて次のような給付制限を受けることになります。



- 介護サービスの利用の抑制を意図したものではありませんので、お困りの方は福祉あんしん課長寿介護係にご相談ください。

問い合わせ どうして1号被保険者の保険料は市町村ごとに異なるのですか。また、保険料が高い市町村は、どのような要因があるのでしょうか。

答える 1号被保険者の保険料は、市町村ごとに3年を1期として策定する介護保険事業計画に基づいて決定しています。その保険料の算定については、介護サービスに係る費用、1号被保険者の人数、所得水準などが基礎となります。市町村によってこれらのばらつきがあり、保険料の違いとなります。

また、保険料が高くなる要因として、3年間のサービスにかかる給付費が高いことがあります。給付費が高くなる要因として、以下のようなことがあります。

- ①利用者一人あたりの給付費が高い
- ②認定率が高い（被保険者数に占める要介護（要支援）認定者数の割合が高い）
- ③利用率が高い（要介護認定者に占めるサービス利用者の割合が高い）

地域包括支援センターを利用しましよう

地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設けられました。みなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターをご利用ください！

自立して生活できるよう支援します 介護予防ケアマネジメント

- 要支援1・2と認定された人と基本チェックリストに該当した方は、総合事業のサービスを利用できます。
- 介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、市が行う介護予防事業を利用できます。

みんなの権利を守ります 権利擁護

- みなさんが安心していきいきと暮らせるよう、みんなの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー

保健師

社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となってみんなの支援を行います。それぞれ専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとり、総合的にみんなを支えていきます。

なんでもご相談ください 総合相談

- 介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療など、なんでもご相談ください。

さまざまな方面からみんなを支えます 包括的・継続的ケアマネジメント

- 暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

相談をお受けするところは・・・

地域包括支援センター

地域包括支援センター支所(公立置賜長井病院内)

在宅介護支援センター慈光園

リバーヒル長井在宅介護支援センター

栄町1番1号

☎82-8012

屋城町2番1号

☎82-8013

小出3453番地

☎84-7620

寺泉3525番地1

☎88-1011

利用するためには？

- ・お電話をください。
- ・直接支援センターにお越しください。
- ・ご家庭に訪問します。

介護サービスの利用のしかた

介護サービスを利用するまでの手続きを見てみましょう

申請する



サービスの利用を希望する人は、長井市の窓口に「要介護(要支援)認定」の申請をしましょう。

更新・区分変更

新規申請の認定の有効期間は原則として6か月です。引き続きサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了の2か月前から更新申請ができます。お早めに申請をしてください。また、有効期間内でも状態の変化があれば、介護度の区分変更申請ができます。

要介護認定

●訪問調査

心身の状況を調べるために、本人と家族などへの聞き取り調査と日常の生活動作確認を行います。



コンピュータ

●医師の意見書

「主治医意見書」を、主治医の先生に書いてもらいます。書いてもらった「主治医意見書」は先生から市へ送付されます。



サービスを利用する



介護サービス計画にもとづいてサービスを利用します。原則として費用の1割～3割が利用者負担となります。

介護サービスを利用するためには、長井市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。窓口に申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態か、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。サービスを利用するまでの手続きは以下のようになっています。

●介護認定審査会



訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

●認定

介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が認定されます。認定の効力は原則として申請日にさかのぼります。

- (非該当)
- 要支援1
- 要支援2
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

認定結果の通知



原則として申請から30日以内に、長井市から認定結果が通知されます。

介護サービス計画を作る



どんなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画(ケアプラン)を作ります。

地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所でケアプランを作成します。

在宅か施設かを選択

■在宅サービスを利用したい

※要介護1～5に認定された人
居宅介護支援事業所に連絡します。

※要支援1・2、非該当に認定された人
地域包括支援センターに連絡します。

在宅サービスに限り、申請日時点からサービスの利用が可能となります。利用を希望する場合は居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ相談してください。(ただし、認定結果と介護度の見込みに相違があった場合、差額の費用は全額自己負担となります。)

■施設サービスを利用したい

希望する施設に直接申し込みます。

利用者負担
の支払い

サービスを利用した ときには、費用の 一部を負担します

介護サービス計画にもとづいてサービスを利用した場合、利用者がサービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1割～3割です。

3割	<p>①②の両方に該当する人</p> <p>①本人の合計所得金額が220万円以上</p> <p>②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が</p> <ul style="list-style-type: none">・単身世帯=340万円以上・2人以上世帯=463万円以上
2割	<p>①②の両方に該当する人</p> <p>①本人の合計所得金額が160万円以上</p> <p>②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が</p> <ul style="list-style-type: none">・単身世帯=280万円以上・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



「介護保険負担割合証」について

要介護認定を受けた人や事業対象者には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

※負担割合証には適用期間が記載されています。適用期間外のものは使用できませんので、ご注意ください。

●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)に応じて上限(支給限度額)が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

(参考: 12ページ「在宅サービスの支給限度額」)

●要介護状態に変更が生じた場合は区分変更申請ができます

要介護度状態区分の見直しの申請(区分変更申請)があった場合は、原則として申請日までさかのぼつて、新たな要介護度状態区分の上限が適用されます。

自己負担が高額になったとき…

●高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分		上限額(月額)
住民税課税世帯	課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	世帯 140,100円
	課税所得 380万円(年収約770万円)～課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満	世帯 93,000円
	課税所得 380万円(年収約770万円)未満	世帯 44,400円
住民税非課税世帯		世帯 24,600円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方等		世帯 24,600円 個人 15,000円
生活保護を受給している方等		世帯 15,000円

●高額医療合算介護サービス費

世帯内の同じ医療保険の加入者について、1年間(8月1日から翌年7月31日)の医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算した額が著しく高額で、自己負担限度額(下表参照)に500円を加えた額を超えたときは、申請により超えた分が医療保険と介護保険の双方で按分し、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人	所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
901万円超	212万円	課税所得 690万以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ (※1)	19万円 (31万円)	19万円 (31万円)

※1 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は19万円で計算され、介護保険からの支給は31万円で計算されます。

在宅サービスの費用

在宅サービスのうち、在宅で利用するサービスと通所して利用するサービス（短期入所サービスを含む）を利用する際には、要介護状態区分ごとに、介護保険から給付される支給限度額が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割～3割です。

支給限度額は申請日までさかのぼって適用されます。（区分変更申請の場合は一部例外あり）

●在宅サービスの支給限度額

要介護 状態区分	1か月の支給限度額	利用者負担額(1割)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円



例えば…
(要介護2)で1か月のサービス利用額が計18万円になったとき
 $18\text{万円} \times 0.1(1\text{割}) = 18,000\text{円}$
自己負担は18,000円となります

※短期入所サービスの食費と居住費（滞在費）及び通所サービスの食費は、全額利用者の負担となります。

※事業対象者は要支援1の限度額と同額です。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費（滞在費）、④日常生活費 のそれぞれの金額が、利用者の負担となります。

●居住費（滞在費）と食費の負担限度額が軽減される場合があります

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は保険から給付されます。（特定入所者介護サービス）

※施設が定める居住費（滞在費）・食費が基準費用額を下回る場合は、施設が定める額と自己負担額の差額が給付されます。

※低所得の人でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合や預貯金等が一定額を超える場合は対象外となります。

■基準費用額：施設における居住費（滞在費）・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

●居住費（滞在費）：ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円、従来型個室 特養等 1,231円・従来型個室 老健等 1,728円、多床室 特養等 915円・多床室 老健等 437円

※特養等…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護

※老健等…介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）短期入所療養介護

●食 費：1,445円 ※施設ごとに設定金額が異なります。

■負担限度額(1日当たり)		居住費(滞在費)の負担限度額			食費の負担限度額		
利用者負担段階(※1)		ユニット型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 利用者	ショートステイ 利用者
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円	
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円	
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円	
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

(※1)利用者負担段階

第1段階	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80.9万円以下の人 ◎預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の人
第3段階①	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80.9万円を超える120万円以下の人 ◎預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の人
第3段階②	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害年金収入額の合計が年額120万円を超える人 ◎預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の人

●長井市認知症対応型共同生活介護家賃等助成事業

認知症高齢者グループホームを利用する方の食費・部屋代・光熱水費はご本人による負担が原則ですが、低所得者の方の負担軽減のための助成事業があります。(要申請)

- ① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者、家族及び税法上の扶養者等を含む)が市民税非課税
- ② 本人の収入について、下記の表の区分に照らし、本人及び配偶者の預貯金等の額の合計が上限金額以下であること

その他、市の規定による要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■利用者負担段階と軽減割合及び補助金の限度額

利用者負担段階(区分)	預貯金等上限額		軽減割合及び補助金限度額
	単身	夫婦	
年金収入等の合計額が 年間80.9万円以下	650万円 以下	1,650万円 以下	居住費(家賃)、食材料費及び光熱水費の 合計の50% 【1か月の上限: 3万円】
年金収入等の合計額が 年間80.9万円以上120万円以下	550万円 以下	1,550万円 以下	居住費(家賃)、食材料費及び光熱水費の 合計の50% 【1か月の上限: 2万円】
年金収入等の合計額が 年間120万円以上	500万円 以下	1,500万円 以下	居住費(家賃)、食材料費及び光熱水費の 合計の50% 【1か月の上限: 1万円】

*年金収入額の合計とは、合計所得金額に課税年金収入(老齢年金等)及び非課税年金収入(遺族年金や障害年金)を加えた金額となります。

サービスを利用するには…

要
介
護
1
・
5

介護保険のサービス
を利用したい

居宅介護支援事業所

ケアプラン作成

利用者や家族との
話し合いで問題点を
明らかにします。

「サービス担当者
会議」で利用者が自
立した生活が行える
ように、サービスの
内容について話し合
いを行い、ケアプラン
を作成します。

サービス事業者 との契約

利用者や家族がケ
アプランを承認後、
訪問介護や通所介護
など希望するサービ
ス事業者と契約をし
ます。

介護保険の
介護サービスを
利用

一定期間ごとに要
介護認定を更新し、
効果を評価、プラン
を見直す。

要
支
援
1
・
2

介護保険のサービス
を利用したい

地域包括支援センター

状態把握

利用者や家族との
話し合いで課題を明
らかにしケアプラン
の原案をつくりま
す。

介護予防サービス 計画・介護予防 ケアマネジメント の作成

必要に応じて「サ
ービス担当者会議」
を行い、利用者が自
立した生活が行える
ように、サービスの
内容について話し合
います。

サービスの種類や
回数を決定し、利用
者や家族の承認を得
て、介護予防サービ
ス計画・介護予防ケ
アマネジメントを作
成します。

介護保険の
介護予防サービス
を利用

一定期間ごとに要
介護認定を更新し、
効果を評価、プラン
を見直す。

地域支援事業の
介護予防・日常生活
支援総合事業を
利用

サービス・活動事業
と

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・その他の生活支援
サービス

一般介護予防事業
が利用可能。

一定期間ごとに効
果を評価、プランを
見直す。

非
該
当

デイサービスや
ホームヘルプのみ
を利用したい

介護予防のサービ
スを利用したい

利用
できる
サービス
は？

介護サービス、介護予防 サービスが利用できます

要介護1～5/要支援1・2の人が利用できるサービス(介護給付/予防給付)

※費用は、事業所や施設によって異なります。

在宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、
要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

通所して
利用する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																																				
通所介護 (デイサービス) 通所型サービス (事業対象者も利用で きます)	<p>通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む</p> <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要介護1</td><td>6,580円</td><td>658円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>7,770円</td><td>777円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>9,000円</td><td>900円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>10,230円</td><td>1,023円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>11,480円</td><td>1,148円</td></tr></tbody></table> <p>※食事代は別途自己負担</p>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	6,580円	658円	要介護2	7,770円	777円	要介護3	9,000円	900円	要介護4	10,230円	1,023円	要介護5	11,480円	1,148円	<p>通所介護施設で、日常生活上の支援などの共通的サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービスを提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額) (共通的サービス) ※入浴なし、送迎を含む</p> <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援1</td><td>15,980円</td><td>1,598円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>32,210円</td><td>3,221円</td></tr></tbody></table> <p>(選択的サービス)</p> <table border="1"><tbody><tr><td>栄養改善</td><td>2,000円</td><td>200円</td></tr><tr><td>口腔機能向上</td><td>1,500円</td><td>150円</td></tr><tr><td>生活機能向上活動</td><td>1,000円</td><td>100円</td></tr></tbody></table> <p>※食事代は別途自己負担</p>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	15,980円	1,598円	要支援2	32,210円	3,221円	栄養改善	2,000円	200円	口腔機能向上	1,500円	150円	生活機能向上活動	1,000円	100円
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																				
要介護1	6,580円	658円																																				
要介護2	7,770円	777円																																				
要介護3	9,000円	900円																																				
要介護4	10,230円	1,023円																																				
要介護5	11,480円	1,148円																																				
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																				
要支援1	15,980円	1,598円																																				
要支援2	32,210円	3,221円																																				
栄養改善	2,000円	200円																																				
口腔機能向上	1,500円	150円																																				
生活機能向上活動	1,000円	100円																																				
通所リハビリ テーション (デイケア) 介護予防通所リハビリ テーション	<p>老人保健施設や医療機関等で食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む</p> <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要介護1</td><td>7,620円</td><td>762円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>9,030円</td><td>903円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>10,460円</td><td>1,046円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>12,150円</td><td>1,215円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>13,790円</td><td>1,379円</td></tr></tbody></table> <p>※食事代は別途自己負担</p>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	7,620円	762円	要介護2	9,030円	903円	要介護3	10,460円	1,046円	要介護4	12,150円	1,215円	要介護5	13,790円	1,379円	<p>老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービスを提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額) (共通的サービス) ※送迎・入浴を含む</p> <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援1</td><td>22,680円</td><td>2,268円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>42,280円</td><td>4,228円</td></tr></tbody></table> <p>(選択的サービス)</p> <table border="1"><tbody><tr><td>栄養改善</td><td>2,000円</td><td>200円</td></tr><tr><td>口腔機能向上</td><td>1,500円</td><td>150円</td></tr></tbody></table> <p>※食事代は別途自己負担</p>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	22,680円	2,268円	要支援2	42,280円	4,228円	栄養改善	2,000円	200円	口腔機能向上	1,500円	150円			
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																				
要介護1	7,620円	762円																																				
要介護2	9,030円	903円																																				
要介護3	10,460円	1,046円																																				
要介護4	12,150円	1,215円																																				
要介護5	13,790円	1,379円																																				
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																				
要支援1	22,680円	2,268円																																				
要支援2	42,280円	4,228円																																				
栄養改善	2,000円	200円																																				
口腔機能向上	1,500円	150円																																				

選択的なサービスを利用できます

通所型サービスなどの中で、要支援1・2及び事業対象者の人に提供される選択的サービスとして、以下のようなプログラムを利用できます。利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器の機能向上

理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・嚥下(えんげ)機能を向上させる訓練などを行います。

訪問を受けて利用する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																																						
訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問型サービス (事業対象者も利用できます)	<p>ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>費用のめやす</th> <th>自己負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">身体介護</td> <td>20分未満</td> <td>1,630円</td> <td>163円</td> </tr> <tr> <td>20分以上30分未満</td> <td>2,440円</td> <td>244円</td> </tr> <tr> <td>30分以上1時間未満</td> <td>3,870円</td> <td>387円</td> </tr> <tr> <td>1時間以上1時間30分未満</td> <td>5,670円</td> <td>567円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活援助</td> <td>20分以上45分未満</td> <td>1,790円</td> <td>179円</td> </tr> <tr> <td>45分以上</td> <td>2,200円</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※早朝、夜間、深夜などは加算あり</p> <table border="1"> <tr> <td>通院時の乗車・降車等介助 1回</td> <td>970円</td> <td>97円</td> </tr> </table> <p>※要支援の人は利用できません</p> <p>※移送にかかる費用は別途自己負担</p>	内 容	費用のめやす	自己負担(1割)	身体介護	20分未満	1,630円	163円	20分以上30分未満	2,440円	244円	30分以上1時間未満	3,870円	387円	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	生活援助	20分以上45分未満	1,790円	179円	45分以上	2,200円	220円	通院時の乗車・降車等介助 1回	970円	97円	<p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>費用のめやす</th> <th>自己負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度の利用</td> <td>11,760円</td> <td>1,176円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用</td> <td>23,490円</td> <td>2,349円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度を超える利用 ※要支援2のみ</td> <td>37,270円</td> <td>3,727円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※身体介護・生活援助の区分はありません ※乗車・降車等介助は利用できません</p>	内 容	費用のめやす	自己負担(1割)	週1回程度の利用	11,760円	1,176円	週2回程度の利用	23,490円	2,349円	週2回程度を超える利用 ※要支援2のみ	37,270円	3,727円
内 容	費用のめやす	自己負担(1割)																																						
身体介護	20分未満	1,630円	163円																																					
	20分以上30分未満	2,440円	244円																																					
	30分以上1時間未満	3,870円	387円																																					
1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円																																						
生活援助	20分以上45分未満	1,790円	179円																																					
	45分以上	2,200円	220円																																					
通院時の乗車・降車等介助 1回	970円	97円																																						
内 容	費用のめやす	自己負担(1割)																																						
週1回程度の利用	11,760円	1,176円																																						
週2回程度の利用	23,490円	2,349円																																						
週2回程度を超える利用 ※要支援2のみ	37,270円	3,727円																																						
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。																																						
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。																																						
訪問看護 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。																																						
	<p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用のめやす</th> <th>自己負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,080円</td> <td>308円</td> </tr> </tbody> </table>	費用のめやす	自己負担(1割)	3,080円	308円	<p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用のめやす</th> <th>自己負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,980円</td> <td>298円</td> </tr> </tbody> </table>	費用のめやす	自己負担(1割)	2,980円	298円																														
費用のめやす	自己負担(1割)																																							
3,080円	308円																																							
費用のめやす	自己負担(1割)																																							
2,980円	298円																																							

訪問を受けて利用する

住宅での暮らしを支える

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																					
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>費用のめやす</th> <th>自己負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師が行う場合</td> <td>1か月に2回 5,150円</td> <td>515円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師が行う場合</td> <td>1か月に2回 5,170円</td> <td>517円</td> </tr> <tr> <td>医療機関の薬剤師が行う場合</td> <td>1か月に2回 5,660円</td> <td>566円</td> </tr> <tr> <td>薬局の薬剤師が行う場合</td> <td>1か月に4回 5,180円</td> <td>518円</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士が行う場合</td> <td>1か月に2回 5,450円</td> <td>545円</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士等が行う場合</td> <td>1か月に4回 3,620円</td> <td>362円</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	費用のめやす	自己負担(1割)	医師が行う場合	1か月に2回 5,150円	515円	歯科医師が行う場合	1か月に2回 5,170円	517円	医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回 5,660円	566円	薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回 5,180円	518円	管理栄養士が行う場合	1か月に2回 5,450円	545円	歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回 3,620円	362円	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
内 容	費用のめやす	自己負担(1割)																					
医師が行う場合	1か月に2回 5,150円	515円																					
歯科医師が行う場合	1か月に2回 5,170円	517円																					
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回 5,660円	566円																					
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回 5,180円	518円																					
管理栄養士が行う場合	1か月に2回 5,450円	545円																					
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回 3,620円	362円																					
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具を除く) ・自動排泄装置処理装置 ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。																					
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具 ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く) ・単点杖(松葉杖を除く) ・多点杖 <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; text-align: center;"> 費用の1割～3割で購入できます </div> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; text-align: center;"> 年間(4月～翌年3月)10万円が費用の限度です </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 購入前に申請が必要です 事前申請後、一旦全額自費で事業者に支払い、その後9割～7割が介護保険から戻されます。 </div>																					
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給 	手すりの取りつけや段差解消などの住宅改修をした際に費用の支給が受けられます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> 対象となるもの </div> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・和式から洋式の便器への取替え ・その他これらの各工事に附帯して必要な工事 <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; text-align: center;"> 費用の1割～3割で改修できます </div> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; text-align: center;"> 20万円が費用の限度です(原則1回限り) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 改修前に申請が必要です 事前申請後、一旦全額自費で事業者に支払い、その後9割～7割が介護保険から戻されます。 </div>																						

短期入所する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																																																						
短期入所生活 介護/療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活 介護/療養介護 ※複数の事業者が連携して、緊急の短期入所利用に対応するための体制が確保されます。(緊急短期入所ネットワーク)	福祉施設や医療機関に短期入所をして、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす(送迎費用含まず) ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合 (1日につき) <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要介護1</td><td>6,030円</td><td>603円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>6,720円</td><td>672円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>7,450円</td><td>745円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>8,150円</td><td>815円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>8,840円</td><td>884円</td></tr></tbody></table> ●短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合 (1日につき) <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要介護1</td><td>8,300円</td><td>830円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>8,800円</td><td>880円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>9,440円</td><td>944円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>9,970円</td><td>997円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>10,520円</td><td>1,052円</td></tr></tbody></table> ※食費及び滞在費は別途自己負担	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	6,030円	603円	要介護2	6,720円	672円	要介護3	7,450円	745円	要介護4	8,150円	815円	要介護5	8,840円	884円	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	8,300円	830円	要介護2	8,800円	880円	要介護3	9,440円	944円	要介護4	9,970円	997円	要介護5	10,520円	1,052円	福祉施設や医療機関に短期入所をして、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす(送迎費用含まず) ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合 (1日につき) <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援1</td><td>4,510円</td><td>451円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>5,610円</td><td>561円</td></tr></tbody></table> ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合 (1日につき) <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援1</td><td>6,130円</td><td>613円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>7,740円</td><td>774円</td></tr></tbody></table> ※食費及び滞在費は別途自己負担	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	4,510円	451円	要支援2	5,610円	561円	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	6,130円	613円	要支援2	7,740円	774円
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																																						
要介護1	6,030円	603円																																																						
要介護2	6,720円	672円																																																						
要介護3	7,450円	745円																																																						
要介護4	8,150円	815円																																																						
要介護5	8,840円	884円																																																						
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																																						
要介護1	8,300円	830円																																																						
要介護2	8,800円	880円																																																						
要介護3	9,440円	944円																																																						
要介護4	9,970円	997円																																																						
要介護5	10,520円	1,052円																																																						
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																																						
要支援1	4,510円	451円																																																						
要支援2	5,610円	561円																																																						
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																																																						
要支援1	6,130円	613円																																																						
要支援2	7,740円	774円																																																						

在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす(1日につき) <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要介護1</td><td>5,420円</td><td>542円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>6,090円</td><td>609円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>6,790円</td><td>679円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>7,440円</td><td>744円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>8,130円</td><td>813円</td></tr></tbody></table> ※食費、居住費等は別途自己負担	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	5,420円	542円	要介護2	6,090円	609円	要介護3	6,790円	679円	要介護4	7,440円	744円	要介護5	8,130円	813円	有料老人ホームに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす(1日につき) <table border="1"><thead><tr><th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援1</td><td>1,830円</td><td>183円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>3,130円</td><td>313円</td></tr></tbody></table> ※食費、居住費等は別途自己負担	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	1,830円	183円	要支援2	3,130円	313円
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要介護1	5,420円	542円																											
要介護2	6,090円	609円																											
要介護3	6,790円	679円																											
要介護4	7,440円	744円																											
要介護5	8,130円	813円																											
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要支援1	1,830円	183円																											
要支援2	3,130円	313円																											

施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます。(要支援1・2の人は利用できません。)

施設に入所する

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。(原則として要介護3以上)

■介護老人保健施設(老人保健施設)
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

■介護医療院
急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

施設サービスの利用者負担(1割)のめやす
(1か月につき)

要介護度	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院
要支援1・2	施設サービスの利用はできません		
要介護1		23,790円	24,990円
要介護2		25,290円	28,290円
要介護3	21,960円	27,240円	35,460円
要介護4	24,060円	28,830円	38,490円
要介護5	26,130円	30,360円	41,250円

※利用者の負担額は①サービス費用の1割、
②食費、③居住費、④日常生活費などの合計
となります。

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

地域密着型サービスは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするために、地域の実情に合わせて市の裁量で整備するサービスです。

※食事代、部屋代等は別途自己負担

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																											
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。 ■サービス費用のめやす(月単位の定額)	■サービス費用のめやす(月単位の定額)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要介護1</td><td>104,580円</td><td>10,458円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>153,700円</td><td>15,370円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>223,590円</td><td>22,359円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>246,770円</td><td>24,677円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>272,090円</td><td>27,209円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	104,580円	10,458円	要介護2	153,700円	15,370円	要介護3	223,590円	22,359円	要介護4	246,770円	24,677円	要介護5	272,090円	27,209円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要支援1</td><td>34,500円</td><td>3,450円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>69,720円</td><td>6,972円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	34,500円	3,450円	要支援2	69,720円	6,972円
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要介護1	104,580円	10,458円																											
要介護2	153,700円	15,370円																											
要介護3	223,590円	22,359円																											
要介護4	246,770円	24,677円																											
要介護5	272,090円	27,209円																											
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要支援1	34,500円	3,450円																											
要支援2	69,720円	6,972円																											
地域密着型通所介護	小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす(5時間以上6時間未満)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要介護1</td><td>6,570円</td><td>657円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>7,760円</td><td>776円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>8,960円</td><td>896円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>10,130円</td><td>1,013円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>11,340円</td><td>1,134円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	6,570円	657円	要介護2	7,760円	776円	要介護3	8,960円	896円	要介護4	10,130円	1,013円	要介護5	11,340円	1,134円										
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要介護1	6,570円	657円																											
要介護2	7,760円	776円																											
要介護3	8,960円	896円																											
要介護4	10,130円	1,013円																											
要介護5	11,340円	1,134円																											
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症がある高齢者を対象に食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。 ■サービス費用のめやす(5時間以上6時間未満)	■サービス費用のめやす(5時間以上6時間未満)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要介護1</td><td>8,580円</td><td>858円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>9,500円</td><td>950円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>10,400円</td><td>1,040円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>11,320円</td><td>1,132円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>12,250円</td><td>1,225円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	8,580円	858円	要介護2	9,500円	950円	要介護3	10,400円	1,040円	要介護4	11,320円	1,132円	要介護5	12,250円	1,225円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要支援1</td><td>7,410円</td><td>741円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>8,280円</td><td>828円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援1	7,410円	741円	要支援2	8,280円	828円
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要介護1	8,580円	858円																											
要介護2	9,500円	950円																											
要介護3	10,400円	1,040円																											
要介護4	11,320円	1,132円																											
要介護5	12,250円	1,225円																											
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要支援1	7,410円	741円																											
要支援2	8,280円	828円																											
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症がある高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。 ■サービス費用のめやす(1日につき)	■サービス費用のめやす(1日につき)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要介護1</td><td>7,530円</td><td>753円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>7,880円</td><td>788円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>8,120円</td><td>812円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>8,280円</td><td>828円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>8,450円</td><td>845円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	7,530円	753円	要介護2	7,880円	788円	要介護3	8,120円	812円	要介護4	8,280円	828円	要介護5	8,450円	845円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要支援2</td><td>7,490円</td><td>749円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要支援2	7,490円	749円			
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要介護1	7,530円	753円																											
要介護2	7,880円	788円																											
要介護3	8,120円	812円																											
要介護4	8,280円	828円																											
要介護5	8,450円	845円																											
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要支援2	7,490円	749円																											
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則として要介護3以上)	入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム。常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ■サービス費用のめやす(1か月につき)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th><th>費用のめやす</th><th>自己負担(1割)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>要介護3</td><td>248,400円</td><td>24,840円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>270,300円</td><td>27,030円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>291,300円</td><td>29,130円</td></tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護3	248,400円	24,840円	要介護4	270,300円	27,030円	要介護5	291,300円	29,130円																
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																											
要介護3	248,400円	24,840円																											
要介護4	270,300円	27,030円																											
要介護5	291,300円	29,130円																											

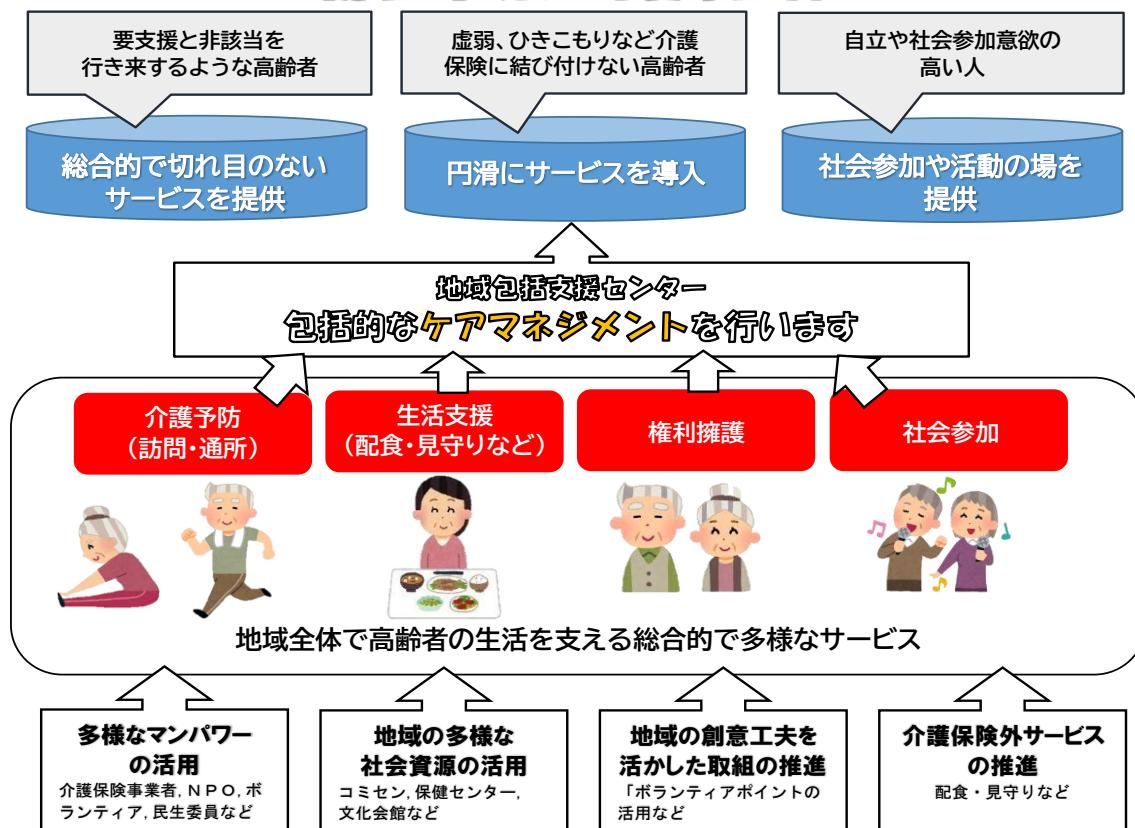
サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>訪問介護と訪問看護が連携を取つて、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護度</th> <th>費用のめやす</th> <th>自己負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>54,460円</td> <td>5,446円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>97,200円</td> <td>9,720円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>161,400円</td> <td>16,140円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>204,170円</td> <td>20,417円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>246,920円</td> <td>24,692円</td> </tr> </tbody> </table>	介護度	費用のめやす	自己負担(1割)	要介護1	54,460円	5,446円	要介護2	97,200円	9,720円	要介護3	161,400円	16,140円	要介護4	204,170円	20,417円	要介護5	246,920円	24,692円	
介護度	費用のめやす	自己負担(1割)																		
要介護1	54,460円	5,446円																		
要介護2	97,200円	9,720円																		
要介護3	161,400円	16,140円																		
要介護4	204,170円	20,417円																		
要介護5	246,920円	24,692円																		

※原則として、他の市区町村のサービスは利用できません。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の認定を受けた人や「基本チェックリスト」を使って事業対象者となった人に、介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービスを、多様なマンパワーや事業所、ボランティアなどを活用して総合的に提供します。

総合事業の利用者像



総合事業で利用できるサービス

★要支援・事業対象者向け

■訪問型サービス

- 指定訪問型サービス事業所・・・身体介護（入浴介助）、生活援助（買い物・掃除・調理）、ゴミ出しなど
シルバー人材センター ・・・ 生活支援（買い物、掃除、調理、洗濯、ゴミ出しなど）
200円/1時間
訪問型サービスC ・・・ 3か月～6か月間で専門職が訪問し、運動機能、言語・嚥下などの口腔機能、栄養状態の改善に向けて相談を行う

■通所型サービス

- 指定通所型サービス事業所・・・専門職による運動機能向上
介護予防教室 ・・・ 運動機能向上、口腔機能向上、低栄養予防
認知症予防教室 ・・・ 認知症予防、軽運動
通所型サービスC ・・・ 3か月～6か月間で専門職の指導を受け、運動機能、口腔機能、栄養状態の改善を行う
通所型サービスB ・・・ 交流と軽運動
サロン ・・・ 交流、趣味活動、軽運動

■その他の生活支援サービス

- 栄養改善や見守りを目的とした配食サービス
○電話による定期訪問相談と緊急時の対応を行う高齢者
見守りお問い合わせコールサービス

★すべての高齢者向け

- 介護予防教室（運動機能向上、低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防）
■サロン、ミニデイサービス
■ボランティア育成講座・活動支援
■認知症サポーター養成講座

介護予防に
取り組もう

- 介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。
- いつまでも自分らしく自立して生活するためには、健康なうちにから介護予防に取り組むことが大切です。

長井市が行う高齢者支援サービス

おおむね65歳以上の高齢者を対象とするサービスです。

●の窓口 福祉あんしん課 地域包括支援センター 電話 0238-82-8012

●訪問指導

在宅で日常生活上、健康に不安のある方に保健師が訪問し、健康管理や在宅療養についてのアドバイスを行います。

●ふれあいサロン さわやかサロン

健康な高齢者又は虚弱高齢者の孤立解消や介護予防を目的に趣味活動・軽運動・健康相談などや、入浴(ふれあいサロンのみ)・給食・送迎を実施します。

※ 利用者負担 ふれあいサロン 1,000円

さわやかサロン 800円

※ 要介護認定を受けていない方が対象

●家族介護者教室

高齢者を介護している、または介護に関心のある家族を対象に、介護や介護予防に関する教室を毎月1回開催します。

※ 必要な方には送迎をします。

●言語聴覚士 家族介護支援事業

市内在住のコミュニケーションに困難を抱えている高齢者やその家族を対象として、外出支援や相談対応、機能低下予防等を行います。

●介護予防教室

健康な高齢者又は虚弱高齢者の介護予防を目的に筋力向上の運動を実施します。

※ 利用者負担 200円～

※ 要介護認定を受けていない方が対象

●通いの場

住民主体の居場所として、高齢者が集まり、百歳体操や茶話会を行っています。

※ 利用者負担あり

●いきいき百歳体操

体力、筋力の維持向上のため、さまざまな場所で百歳体操を実施しています。詳しくはお問合せください。



●栄養士訪問指導事業

在宅で生活する栄養管理に不安のある高齢者とその家族に対し、管理栄養士が訪問し、疾病・家庭環境・食生活の状況に合わせて個別の指導を行います。

●配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの人や高齢者世帯に栄養のバランスのとれた食事を宅配し、安否の確認をします。

※ 利用者負担 一食あたり370円

※ 原則週2回の利用(土・日・祝日以外の平日昼のみ)

◎の窓口

福祉あんしん課 長寿介護係 電話 0238-82-8011
(内線 490、492)

○見守りお問い合わせ事業

ひとり暮らしの人や高齢者世帯に、定期的に電話で相談に応じ、もしもの緊急事態に迅速に対応できるよう家庭用緊急通報機器を貸与し、急病や災害等への不安を解消します。

※ 緊急時に安否確認等をしていただく協力者2名が必要となります。

※ 利用者負担があります。

○雪下ろし助成事業

雪下ろしが困難で低所得のひとり暮らしの人や高齢者世帯に対し、雪下ろしの支援を行います。

※ 冬期間に2回の利用限度です。

(豪雪災害対策本部が設置された年度は、助成回数が3回となります。)

※ お住まいの地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

○おむつ支給事業

在宅でおむつを使用している人に、宅配システムにより支給します。

※ 要介護1以上の人で、世帯の合計所得が500万円以下及び生計中心者の所得税が非課税の場合に限ります。

※ 要介護1~3の人は所得要件の他、おむつ必要度判定があります。

○外出支援事業

寝たきりや車いす使用等で、一般の交通機関による医療施設への通院が困難な人に送迎支援を行います。

●ミニデイサービス

地区ボランティア団体の協力で、歩いて外出できる高齢者が公民館に集まり、生きがいと健康づくり活動(趣味活動・軽運動・健康相談など)を実施します。

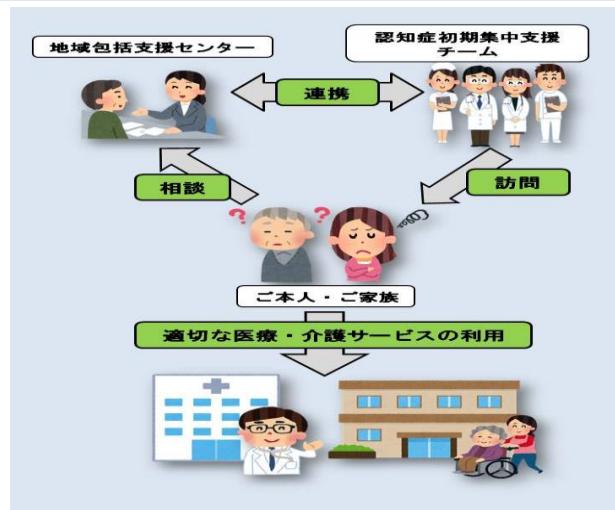
※ 問合わせ先 健康スポーツ課 0238-82-8009

認知症になつても安心して暮らせるまち

●認知症初期集中支援事業

自宅で生活する認知症の方または認知症の疑いのある方とそのご家族に、認知症に精通した医療と介護の専門職が概ね6か月の期間で集中的に訪問し、必要に応じて専門医への受診のお勧めや、適切な医療・福祉サービスについての助言などを行います。

また、認知症でよくみられる症状への対応方法などのアドバイスを行います。



●おでかけ見守り事前登録

行方不明になる恐れがある方について、事前に長井市に登録された情報を山形県警察と共有し、行方不明になる事態が発生した際や行方不明者を保護した際に活用し、高齢者の早期発見・早期保護を行います。



●おでかけ見守りシール (どこシル伝言板®)

おでかけ見守り事前登録をされた方で、希望者にQRコードのついたシールを配布します。

登録者が行方不明になった際、衣類等に貼ったQRコードが読み取られると家族等へ瞬時に発見通知メールが届き、お迎えまで迅速に行うことができます。



●認知症カフェ(あやめカフェ・つつじカフェ・スマイルカフェ)

認知症の方やその介護をしている方を対象に相談ができるカフェを開催しています。気兼ねない雰囲気の中、介護の悩みや認知症の悩みなどを気軽に相談できる場となっていますので、興味をお持ちの方等、どなたでも気軽にお申し込みください。

※詳細は市報や市ホームページをご覧ください。費用はかかりません。

問い合わせ先

福祉あんしん課 地域包括支援センター

0238-82-8012

地域包括支援センター公立置賜長井病院支所

0238-82-8013

介護保険事業者一覧

(長井市民に実績のある事業者を中心に掲載しています)

※令和7年10月時点

■指定居宅介護支援事業所

事業所名	住所	電話番号
ケアサービスさくら	長井市平山 2782	(0238) 87-1175
在宅介護支援センター慈光園	長井市小出 3453	(0238) 84-7620
寿泉荘居宅介護支援事業所	長井市今泉 1857	(0238) 83-3054
長井市社会福祉協議会	長井市館町北 6-19	(0238) 83-3670
(株)サン十字 居宅介護支援サービス長井	長井市栄町 4-21	(0238) 84-8037
リバーヒル長井介護支援サービスセンター	長井市寺泉 3525-1	(0238) 88-1011
指定居宅介護支援事業所 風ぐるま	長井市今泉 2944-3	(0238) 88-5660
JA 山形おきたま福祉センター川西	川西町大字上小松 978-1	(0238) 46-5575
居宅介護支援事業所薬師温泉	川西町大字西大塚 1354-13	(0238) 46-2255
在宅介護支援センターひめさゆり荘	飯豊町大字添川 3514-82	(0238) 74-2061
居宅介護支援事業所 えにし	飯豊町大字萩生 3608-1	(0238) 87-3808

■指定小規模多機能型居宅介護事業所

事業所名	住所	電話番号
小規模多機能ホームあら町ケアセンター	長井市あら町 4-23	(0238) 84-7577
小規模多機能ホームはなのまち	長井市あら町 3-8-1	(0238) 84-2677

■指定訪問介護事業所

事業所名	住所	電話番号
ケアサービスさくら	長井市平山 2782	(0238) 87-1175
長井市社会福祉協議会	長井市館町北 6-19	(0238) 83-3670
(株)サン十字ホームヘルプサービス長井	長井市栄町 4-21	(0238) 84-8037
ヘルパーステーション 風ぐるま	長井市今泉 2945-3	(0238) 88-5660
訪問介護サービスセンター南陽の里 長井出張所	長井市九野本 1151-1	(0238) 27-0122
JA 山形おきたま福祉センター川西	米沢市広幡町上小菅 638-4	(0238) 40-1845
訪問介護事業所 えにし	飯豊町大字萩生 3608-1	(0238) 87-3808

■指定訪問リハビリテーション事業所

事業所名	住所	電話番号
リバーヒル長井訪問リハビリセンター	長井市寺泉 3525-1	(0238) 87-0838

■指定訪問入浴介護事業所

事業所名	住所	電話番号
慈光園デイサービスセンター	長井市小出 3453	(0238) 84-3021

■指定訪問看護事業所

事業所名	住所	電話番号
長井市訪問看護ステーション	長井市屋城町 2-1	(0238) 82-8010
訪問看護ステーションさくら	長井市平山 2782	(0238) 87-1119
訪問看護ステーション ライズ おきたま	長井市中道一丁目 2-28	(0238) 88-5877
訪問看護ステーション和来 おいたま	長井市緑町 6 番 11-1 号	(0238) 87-3680
白鷹町立病院	白鷹町大字荒砥甲 501	(0238) 86-0123
飯豊町訪問看護ステーション	飯豊町大字椿 3654-1	(0238) 86-2232
湖山病院訪問看護ステーション	川西町大字下奥田 3796-20	(0238) 42-2071

■指定通所介護(デイサービス)事業所

事業所名	住所	電話番号
慈光園デイサービスセンター	長井市小出 3453	(0238) 84-3021
慈光園中央デイサービスセンター	長井市ままの上 7-10	(0238) 84-6801
デイサービスセンター風ぐるま	長井市今泉 2944-3	(0238) 88-5660
ツクイ長井	長井市九野本 268	(0238) 83-3770
リバーヒルデイサービスセンターすこやか	長井市中道二丁目 2-37	(0238) 88-1013
白鷹介護サービスセンターふれあいの里	白鷹町大字畔藤 5049	(0238) 85-3332
デイサービスセンター薬師温泉	川西町大字西大塚 1354-13	(0238) 46-2255
けんしんリハビリデイサービス	川西町大字西大塚 1374-1 1F A 号室	(0238) 46-3919

■指定通所リハビリテーション(デイケア)事業所

事業所名	住所	電話番号
リバーヒル長井	長井市寺泉 3525-1	(0238) 83-3315
白鷹あゆみの園	白鷹町大字十王 5087-1	(0238) 85-6300
みゆき通所リハビリテーション	白鷹町大字十王 5059-13	(0238) 85-5530

■指定短期入所生活介護事業所

事業所名	住所	電話番号
慈光園	長井市小出 3453	(0238) 88-5700
寿泉荘指定短期入所生活介護事業所	長井市今泉 1857	(0238) 88-9127
野の香 短期入所	長井市館町南 9-63	(0238) 87-0567
ひめさゆり荘	飯豊町大字添川 3514-82	(0238) 74-2011
白光園	白鷹町大字鮎貝 108	(0238) 85-1511

■指定短期入所療養介護事業所

事業所名	住所	電話番号
リバーヒル長井	長井市寺泉 3525-1	(0238) 83-2100
吉川記念病院	長井市成田 1888-1	(0238) 87-8000
白鷹あゆみの園	白鷹町大字十王 5087-1	(0238) 85-5678
ほなみ荘	南陽市宮内 3750-1	(0238) 47-6000
かがやきの丘	川西町大字下奥田 3796-20	(0238) 42-5000

■指定認知症対応型共同生活介護事業所 (長井市以外の事業所は利用人数に制限あり)

事業所名	定員	住所	電話番号
グループホーム「さくらの家」	18	長井市平山 911-21	(0238) 83-3338
グループホーム リバーヒル長井 あやとり	9	長井市寺泉 3081-21	(0238) 84-8551
グループホーム リバーヒル長井 くさぶえ	9	長井市寺泉 3081-21	(0238) 84-8550
グループホームリバーヒル長井 館町 かたくり	9	長井市館町南 9-72-10	(0238) 88-3011
グループホームリバーヒル長井 館町 ひなぎく	9	長井市館町南 9-72-10	(0238) 87-0847
グループホーム 風ぐるま	9	長井市今泉 2945-3	(0238) 88-9500
グループホームすずな	18	長井市寺泉 641	(0238) 87-0327
グループホーム薬師温泉	18	川西町大字西大塚 1354-13	(0238) 46-2255

■指定認知症対応型通所介護事業所

事業所名	住所	電話番号
リバーヒルデイサービスセンター輝ら凜	長井市館町南 9 番地 74 号	(0238) 88-1223
ケアステージおれんじあやめ通り	長井市緑町 12 番 50-1 号	(0238) 88-5433

■指定地域密着型通所介護事業所

(長井市以外の事業所は利用人数に制限あり)

事業所名	住所	電話番号
デイサービスセンター風ぐるま平野	長井市九野本 5461-5	(0238) 87-4800
小規模デイサービス河井の里	長井市河井 883	(0238) 88-9227
小規模デイサービス クオーレ伊佐沢	長井市中伊佐沢 2073	(0238) 87-0417
リハビリデイサービス すがい	白鷹町大字荒砥甲 726-3	(0238) 87-0883

■定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所

事業所名	住所	電話番号
24時間巡回介護 えがお	長井市台町 23-26	(0238) 84-5710

■指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(原則として要介護3以上)

事業所名	定員	住 所	電話番号
慈光園	140	長井市小出 3453	(0238) 88-2711
寿泉荘	100	長井市今泉 1857	(0238) 88-9127
ひめさゆり荘	80	飯豊町大字添川 3514-82	(0238) 74-2011
白光園	120	白鷹町大字鮎貝 108	(0238) 85-1511

■介護老人保健施設

事業所名	定員	住 所	電話番号
リバーヒル長井	120	長井市寺泉 3525-1	(0238) 84-7575
白鷹あゆみの園	100	白鷹町大字十王 5087-1	(0238) 85-5678
かがやきの丘	200	川西町大字下奥田 3796-20	(0238) 42-5000
美の里	30	飯豊町大字椿 3654-1	(0238) 86-2117

■介護医療院

事業所名	住 所	電話番号
吉川記念病院介護医療院	長井市成田 1888-1	(0238) 87-8000
三友堂介護医療院・クリニック	米沢市成島町 3 丁目 2-90	(0238) 21-8100

■指定地域密着型介護老人福祉施設

(原則として要介護3以上)

事業所名	定員	住 所	電話番号
地域密着型特別養護老人ホーム野の香	29	長井市館町南 9-63	(0238) 87-0567

■指定特定施設入居者生活介護事業所

事業所名	定員	住 所	電話番号
介護付有料老人ホーム ほほえみ	27	長井市寺泉 3081-1	(0238) 84-8515
ウエルフェア慈光園	20	長井市小出 3453	(0238) 88-5557
介護付有料老人ホームヒルサイド羽黒	49	南陽市柵塚 1410	(0238) 43-8600

■ケアハウス

事業所名	定員	住 所	電話番号
ケアハウス ウエルフェア慈光園	30	長井市小出 3453	(0238) 88-5557
ケアハウス めざみの里	30	飯豊町大字萩生 3608-1	(0238) 72-3900

■有料老人ホーム

事業所名	定員	住 所	電話番号
シニアサロン 風ぐるま新館	31	長井市今泉 2944-3	(0238) 88-5660
シニアサロン ニュー風ぐるま	15	長井市今泉 1826	(0238) 88-9359
シニアサロン 風ぐるま平野	24	長井市九野本 5461-5	(0238) 87-4800
有料老人ホーム「さくら」	12	長井市平山 911-16	(0238) 83-3523
有料老人ホーム「グランさくら」	18	長井市平山 2782	(0238) 87-1145
有料老人ホーム 竹田けあほーむ	11	長井市台町 23-25	(0238) 84-5710

■介護予防・日常生活支援総合事業事業所

事業所名	住 所	電話番号
リバーヒル長井自立支援サービス事業所みどりの森	長井市館町南 9-63	(0238) 88-7777

■指定福祉用具貸与事業所

事業所名	住 所	電話番号
ケアサービスさくら	長井市平山 2783-4	(0238) 84-5050
さふらん長井店	長井市館町南 9-70	(0238) 83-2500
㈱ウェルランド	長井市舟場 9-18	(0238) 84-7630
㈱サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井	長井市栄町 4-21	(0238) 87-0801
ヘルズ長井出張所	長井市本町一丁目 8-13	(0238) 87-3757
ヘルズ	白鷹町大字荒砥乙 734-13	(0238) 86-0350
JA 山形おきたま福祉センター川西	川西町大字上小松 978-1	(0238) 46-5575

困ったときの



相

談

窓

口

施設等名称	所在地	連絡先	担当地区
長井市地域包括支援センター	栄町1番1号	電話 0238(82)8012 FAX 0238(87)3312	全市
長井市地域包括支援センター支所	屋城町2番1号 (公立置賜長井病院内)	電話 0238(82)8013 FAX 0238(87)1131	全市
協力窓口 在宅介護支援センター 慈光園	小出3453番地	電話 0238(84)7620 FAX 0238(84)7647	長井南中学校の学区域 (中央・平野・伊佐沢・豊田)
リバーヒル長井 在宅介護支援センター	寺泉3525番地1	電話 0238(88)1011 FAX 0238(83)2123	長井北中学校の学区域 (中央・致芳・西根)

こんなときご相談ください

- ・ 介護についてわからないことや悩みがある
- ・ 介護保険の利用について情報がほしい
- ・ 高齢者の保健福祉サービスについて知りたい
- ・ お金の管理や契約に不安がある
- ・ 虐待の心配がある
- ・ 高齢者の体力が低下して転倒が心配など

※「どこに相談するか分からない」こともありますはご相談ください。内容に応じて機関や制度を紹介します。

お問い合わせは

長井市役所 福祉あんしん課 長寿介護係

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話 0238 (82) 8011
FAX 0238 (87) 3312